

岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

岬町長

田代 堯

岬町条例第4号

岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年岬町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。